

<表明文>

消費者対策推進事業について

令和5年3月



葛飾区長 青木 克徳

葛飾区では、区民の皆さまとともに、「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を実現していくために、区民が安全・安心に暮らしていけるよう、消費生活相談の実施や、日々の暮らしに役立つ様々な消費生活情報を提供してまいりました。また、各種講座の開催やイベント等を通じて、区民の皆様の消費者被害を未然に防止する取り組みを続けてまいりました。

令和4年度は4月1日から、「成年年齢の引き下げ」が実施され、若年層の消費者被害を未然に防ぐために、「はたちのつどい」で啓発チラシの配布を行いました。また、区内の特別支援学校や高等学校、大学で出前講座を開催し、若年層に向けた消費者教育を実施いたしました。さらに、高齢者の消費者被害を未然に防止すべく、ふれあい銭湯事業におきまして、複雑かつ巧妙な悪質商法の手口についての注意喚起を行いました。

こうした事業の財源として、国の「消費者行政強化交付金等」を活用し、講座やイベント会場での啓発チラシなどの配布、区内掲示板や路線バスへの啓発ポスターの掲示による注意喚起により、区民の不安解消に努めてまいりました。

令和5年度におきましても、引き続き「消費者行政強化交付金等」を活用し、地域の皆様や活動団体と共に行うイベントや研修会の実施、路線バスの車内広告などを活用した消費生活情報の周知に積極的に取り組むことにより、消費者施策の充実を図ってまいります。

葛飾区はこれからも、区民の消費者としての権利を守り、「区民との協働により、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を実現するために、地域の皆様や活動団体、事業者の方々と連携・協働を深めながら、消費者行政を推進してまいります。